一般社団法人日本エネルギー学会　表彰規程

1955 年 8 月制定
2007 年 1 月 24 日改訂
2010 年 10 月 28 日改訂
2011 年 11 月 30 日改訂
2013 年 11 月 27 日改訂
2017 年 1 月 27 日改訂
2019 年 7 月 1 日改訂
2020 年 10 月 1 日改訂
2022 年 10 月 4 日改訂
2024 年 6 月 25 日改訂

第１章　総則

（目的）

第１条　本規程第２章は、定款第４条第１項第２号エネルギーに関する研究の奨励及び業績の表彰に関し、日本エネルギー学会の表彰について必要な事項を定める。

第２条　本規程第３章は、定款第４条第１項第２号エネルギーに関する研究の奨励及び業績の表彰に関し、外部団体による表彰に対し推薦の依頼を受けた場合について必要な事項を定める。

第２章　学会表彰

（表彰の種類）

第３条　学会の表彰は次の５種類とし、それぞれ賞を贈呈して行う。

（１）学会賞（学術部門および技術部門）
（２）進歩賞（学術部門および技術部門）
（３）論文賞
（４）奨励賞
（５）功績賞

（受賞資格）

第４条　第３条の（１）から（４）の表彰を受けるものは、本会正会員または維持会員であって、定款第３条に定める本会の目的にそった業績を挙げ、学術上、技術上、産業上および本会に対し顕著なまたは多大な功績のあったものとする。

２．表彰は、異なった業績については、同一人が重ねてこれを受けることができる。

３．第３条（３）の受賞候補論文の執筆者が複数の場合は、執筆者の中の１名以上が本会正会員であればよいこととする。

４．（本会正会員または維持会員ではない技術研究組合の受賞資格）
本会正会員または維持会員を組合員に含む技術研究組合(技術研究組合法に定める技術研究組合に限る)は、当該技術研究組合の組合員である本会正会員または維持会員と連名とする場合に限り、第３条（１）および（２）における技術部門の受賞資格を有するものとする。なお、当該技術研究組合の組合員であっても本会正会員もしくは維持会員でないものは連名に含めることはできない。

（表彰の対象および件数）

第５条　学会賞は、次の業績を挙げたものに授与する。

（１）学術部門；エネルギーに関する学術分野において貴重な研究を行い、学術上特に顕著な業績を挙げたもの。

（２）技術部門；エネルギーに関する技術分野において総合的な技術開発を行い、工業上特に顕著な成果を挙げたもの（個人あるいは団体のいずれでも良い）。

２．学会賞は、第１項の２部門各々につき原則として２件以内、２部門合わせて原則として４件以内とする。

第６条　進歩賞は、次の業績を挙げたものに授与する。

（１）学術部門；エネルギーに関する学術分野において優秀な研究または業績を挙げた研究者で表彰の年の４月１日現在で満４５歳未満のもの。

（２）技術部門；エネルギーに関する技術分野において技術開発または改良を行い、工業化の可能性のある独創的な成果を挙げたもの（個人あるいは団体のいずれでも良い）。

２．進歩賞は、本条第１項の２部門合わせて原則として４件以内とする。

第７条　論文賞は、日本エネルギー学会誌(英文名：Journal of the Japan Institute of Energy)に前年１年間に発表された論文のうち優れた論文の著者に授与する。

２．論文賞は原則として２件以内とする。

第８条　奨励賞は、日本エネルギー学会大会、石炭科学会議および微粒化シンポジウムおよびバイオマス科学会議（以下、本会主催の研究発表会）において優れた発表を行ったものに授与する。

２．対象者は発表時点で 35 才以下のものとする。

３．奨励賞の各部門の受賞件数は原則として以下の件数とする。

液体微粒化部門	１件
バイオマス部門	１件
大会部門	５件
石炭科学会議部門	１件

４．第８条３項に関わらず、奨励賞の各部門の立候補者数が第８条３項の各部門の受賞件数に 10 を乗じた数を超える場合、概ね 10 件を超えるごとに受賞件数を１件加えることができる。

第９条　功績賞は、次の業績を挙げたものに授与する。本会役員（理事、監事）歴任者であって本会の発展に対する顕著な功績を挙げたもの、あるいはエネルギーの発展に寄与し顕著な功績を挙げたもの。

２．功績賞は原則として２件以内とする。

（学会賞、進歩賞、功績賞の受賞候補者推薦の募集）

第 10 条 学会賞、進歩賞、功績賞については、自薦、他薦を含み受賞候補者の推薦を募集する。

２．学会賞技術部門に推薦する場合のみ、進歩賞技術部門と重複して推薦することができる。

３．機関紙えねるみくすおよびホームページに「募集のお知らせ」を掲載するとともに、

会長、副会長、理事、監事、部会長、支部長、名誉会員、参与、維持会員に告知する。

（学会賞、進歩賞、功績賞の受賞候補者の推薦および推薦の期日）

第 11 条　本会の正会員は第３条（１）学会賞、（２）進歩賞、（５）功績賞の受賞候補者を学会が指定した日までに表彰委員会に推薦することができる。

２．本会の会長、副会長、理事、監事、部会長、名誉会員、参与、維持会員は第３条（１）学会賞、（２）進歩賞、（５）功績賞の受賞候補者を学会が指定した日までに表彰委員会に推薦することができる。

３．受賞候補者推薦書に記載される受賞候補者が複数の場合は原則として５名以内とする。

（学会賞、進歩賞、功績賞の受賞候補者推薦の制限）

第 12 条 推薦者が推薦できる件数は第３条の（１）、（２）、（５）各賞各部門についてそれぞれ１年１件かぎりとする。

２．他の学協会の受賞歴があっても受賞候補者として推薦できる。その場合は本会の表彰対象として独自の観点から改めて厳正に審査する。

（学会賞、進歩賞、功績賞の受賞候補者推薦の方法）

第 13 条 第 11 条による受賞候補者の表彰委員会への推薦は、別に定める表彰規程実施要領に従い、受賞候補者推薦書および資料を提出することによって行う。

２．推薦者は、表彰委員会が要求する場合には、追加の資料を提出しなければならない。

（表彰委員会の設置）

第 14 条 第３条に定める日本エネルギー学会の表彰５種類についてその受賞候補者の選考決定を行うため、定時総会後最初の理事会における審議を経て、表彰委員会を設置する。

（表彰委員会の構成）

第 15 条 表彰委員会は、理事会の議を経て、会長、副会長、学会誌編集委員長および必要に応じて会長が委嘱する委員若干名をもって組織し、受賞候補者の選考決定にあたる。

２．会長は表彰委員会の委員長となる。

３．会長は委員の中より副委員長１名を指名する。

４．委員が委員会に出席できない場合は、書面により意見を述べることができる。

５．表彰委員は、自らが受賞候補者、受賞候補者推薦者あるいはその所属機関が受賞候補者団体のいずれかに該当した場合、当該種類・部門の審査を辞退するものとする。

６．委員の任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。

（選考委員）

第 16 条 表彰委員会は、毎年５月に、学会賞および進歩賞の受賞候補者推薦書につき書面審査を行うための選考委員を約３０名選出する。

２．選考委員は産業、官界、学界よりエネルギー分野を広くカバーするよう選出する。

３．選考委員は受賞候補者推薦書をもとに書面審査を行い、その結果を表彰委員会に報告する。
４．選考委員が書面審査する受賞候補者推薦書は推薦者名を抹消したものとする。
５．選考委員の任期は任務終了までとする。

（受賞候補者の選考決定）
第 17 条 学会賞および進歩賞の受賞候補者は、表彰委員会が、選考委員による書面審査の結果を受けて、選考し決定する。
２．表彰委員会において選考に用いる受賞候補者推薦書は推薦者名を記載したものとするが、対外厳秘とする。
３．表彰委員会は、選考委員による書面審査の結果を受理し集計した結果および選考決定の経過および結果を選考委員に報告する。
第 18 条 論文賞の受賞候補者は、表彰委員会が、その選考決定を委託した編集委員会からの報告を受けて、決定する。
第 19 条 奨励賞の受賞候補者は、表彰委員会が、その選考決定を委託した本会主催の研究発表会の各実行委員会からの報告を受けて、決定する。
２．各実行委員会が報告する受賞候補者数は、本規定第８条３項および４項による。
第 20 条 功績賞の受賞候補者は、表彰委員会が受賞候補者推薦書に基づき選考し決定する。
第 21 条 表彰委員会は、10 月下旬開催の表彰委員会において、第３条に定める日本エネルギー学会の表彰５種類の内論文賞を除く４種類について受賞候補者を順位を付して選考決定し、その理由書を作成して 11 月中旬までに理事会に報告する。
２.論文賞は、第７条に定める前年１年間に会誌に掲載された論文を対象とするもので、5 月の表彰委員会において受賞候補者を順位を付して選考決定し、その理由書を作成して 6 月中旬までに理事会に報告する。

（受賞者の決定）
第 22 条 会長は、表彰委員会の報告に基づき、論文賞については 6 月末日までに、他の 4 種類の賞については 11 月末日までに理事会の審議承認を経て第２条に定める日本エネルギー学会の表彰５種類の受賞者を決定する。

（賞の贈呈）
第 23 条 論文賞を除く 4 種類の表彰は本会の定時総会においてこれを行う。
２．論文賞の表彰は当該年度の年次大会にて行う。

（賞の英文名）
第 24 条 表彰の英文は次のとおりとする。
学会賞；The Japan Institute of Energy Award
進歩賞；The Japan Institute of Energy Award for Progress
論文賞；The Japan Institute of Energy Award for Distinguished Paper
奨励賞；The Japan Institute of Energy Award for Encouragement
功績賞；The Japan Institute of Energy Award for Meritorious Service

第３章　外部団体による表彰に対する推薦

（推薦）

第 25 条　外部団体による表彰に関して会員より推薦の依頼を受けた場合には、表彰委員会の審議及び理事会の承認を経て推薦を行うこととする。これによって、会員に対する支援向上ならびに学会の存在意義の向上を図る。

２．日程等特別な理由がある場合に限り、文書による理事の承認によって理事会の承認に代えることができる。

第４章　雑則

（雑則）

第 26 条　本規程の改訂は理事会の承認を得なければならない。

第 27 条　表彰規程の実行に必要な事項は、別に表彰委員会の承認を得て、表彰規程実施要領で定めることができる。

附則

本規程の改訂は 2024 年 6 月 25 日より実施する。

1955 年 8 月制定	1956 年改訂
1957 年改訂	1959 年改訂
1960 年改訂	1961 年改訂
1963 年 8 月改訂	1968 年 7 月 24 日改訂
1977 年 6 月 27 日改訂	1980 年 3 月 19 日改訂
1988 年 11 月 21 日改訂	1989 年 7 月 24 日改訂
1992 年 3 月 26 日改訂	1998 年 7 月 24 日改訂
2002 年 9 月 20 日改訂	2003 年 6 月 20 日改訂
2004 年 5 月 10 日改訂	2005 年 3 月 30 日改訂
2006 年 6 月 20 日改訂	2007 年 1 月 24 日改訂
2010 年 10 月 28 日改訂	2011 年 11 月 30 日改訂
2013 年 11 月 27 日改訂	2017 年 1 月 27 日改訂
2019 年 7 月 1 日改訂	2020 年 10 月 1 日改訂
2022 年 10 月 4 日改訂	2024 年 6 月 25 日改訂